

令和3年10月15日

出雲市議会議長 様

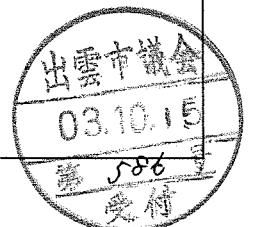
会 派 名 政雲クラブ

代表者氏名 大場 利信

「新人議員特別セミナー」の参加について（届）

このことについて、下記により参加いたしますので、関係書類を添えて届けます。

1. 日 程	令和3年10月21日（1日間）		
2. 研修場所 研修目的 研修内容	(1) 研修場所 (2) 研修目的 (3) 研修内容	島根県民会館 305 号室 「議員の資質向上」と「議会運営の基本」について習得する。 ① 議会の役割・機能について ② 議会運営の基本について ③ 議会改革について ④ 通年議会制について ⑤ コロナ禍の議会運営について	
3. 参 加 者	鐘推 義憲 1名		
4. 行 程	出雲市（自家用車）島根県民会館（自家用車）出雲市 12:15 13:15 16:00 17:00		



令和3年10月22日

出雲市議会議長 様

会 派 名 政雲クラブ

代表者氏名 大場 利信

「新人議員特別セミナー」の参加について（報告）

このことについて、下記により参加いたしましたので、関係書類を添えて報告します。

1. 日 程	令和3年10月21日（1日間）		
2. 研修場所 研修目的 研修内容	(1) 研修場所 (2) 研修目的 (3) 研修内容	島根県民会館 305 号室 「議員の資質向上」と「議会運営の基本」について習得する。 (ア) 議会の役割・機能について (イ) 議会運営の基本について (ウ) 議会改革について (エ) 通年議会制について (オ) コロナ禍の議会運営について	
3. 参 加 者	鐘推 義憲 1 名		
4. 行 程	出雲市 <u>（自家用車）</u> 島根県民会館 <u>（自家用車）</u> 出雲市 12:15 13:15 16:00 17:00		
5. 添付書類			



(所 感)

出雲市議会議員となって約半年間、自己学習に努めてはいたものの、議員としての知識不足を感じていたところに、「新人議員のための自治体議会特別セミナー」の案内があり、自己研鑽に向けたチャンスと捉え出席いたしました。私の他には、県内から6名の市議会議員が出席されました。

議会の役割・機能の基本的な内容、議会運営の現状・分析、議会改革等について講義を受けました。講義時間が限られていたため詳細な内容までには至りませんでしたが、今後の自己学習に向けて太い道筋ができたと感じています。今後、さらに自己研鑽に努め、議会活動・議員活動に活かしていく所存です。

令和3年10月25日

出雲市議会議員 様

会 派 名 政雲クラブ

代表者氏名 大場 利信



視察研修について（届）

このことについて、下記により実施いたしますので、関係書類を添えて届けます。

1. 日 程	令和3年11月1日 ～令和3年11月3日	
2. 視察研修先 及び視察研修 目的	11月1日（月）	移動
	11月2日（火） アットビジネスセンタ ー池袋駅前別館	講師：廣瀬和彦 氏 (株)地方議会総合研究所代表取締役・元全国市議会議 長会法制参事 10:00～13:00 議員ができること 1. 議員の役割とは 2. 議案の提出・修正はどこまでできるか 3. 発言権の範囲と留意点 4. 請求権・異議・審査等の申立権の要件と効果 5. 表決権と棄権の捉え方 6. 請願紹介権の制約と問題 等 14:00～17:00 議会ができること 1. 議会の役割とは 2. 議決権の範囲と活用手法 3. 効果的な選挙権行使 4. 調査権はどこまで認められるか 5. 意見書・請願等に議会ができること 6. 資格決定・懲罰の判断と留意点 等
	11月2日（火）	移動
3. 参加者	湯浅啓史	
4. 添付書類	行程表（別紙）	



政雲クラブ 湯浅啓史 議会運営研修 日程表

2021/11/1(月)	JAL284 普通席 出雲16:25発→東京(羽田)17:40着 ↓ リムジンバス 18:25 ↓ 池袋 19:25 宿泊 ホテルメトロポリタン 豊島区西池袋1-6-1
2021/11/2(火)	アットビジネスセンター池袋駅前別館 セミナー1 10:00～13:00 セミナー2 14:00～17:00 宿泊 ホテルメトロポリタン 豊島区西池袋1-6-1
2021/11/3(火)	池袋 ↓ リムジンバス 10:50 ↓ 羽田 12:10 JAL283 普通席 東京(羽田)14:15発→出雲15:40着

行政視察報告書

令和3年11月5日

出雲市議会議長様

会派名 政雲クラブ

代表 大場 利信

報告書作成者 湯浅 啓史



視察研修について（報告）

このことについて、下記により実施いたしましたので、関係書類を添えて報告します。

1. 日程	令和3年11月1日～令和3年11月3日	
2. 視察研修先 視察研修目的	地方議会総合研究所 セミナー参加	11月1日（月） 移動 11月2日（火） 場所：アットビジネスセンター池袋駅前別館 講師：廣瀬和彦 氏 (株)地方議会総合研究所代表取締役・元全国市議会 議長会法制参事 10:00～13:00 議員ができること 1. 議員の役割とは 2. 議案の提出・修正はどこまでできるか 3. 発言権の範囲と留意点 4. 請求権・異議・審査等の申立権の要件と効果 5. 表決権と棄権の捉え方 6. 請願紹介権の制約と問題 等 14:00～17:00 議会ができること 1. 議会の役割とは 2. 議決権の範囲と活用手法 3. 効果的な選挙権行使 4. 調査権はどこまで認められるか 5. 意見書・請願等に議会ができること 6. 資格決定・懲罰の判断と留意点 等 11月3日（水） 移動
3. 参加者	湯浅 啓史	
4. 添付書類	1. 行程表 別紙のとおり 2. 報告書 別紙資料のとおり	



政雲クラブ 湯浅啓史 議会運営研修 日程表

2021/11/1(月)	JAL284 普通席 出雲12:10発→東京(羽田)13:25着 ↓ リムジンバス 14:55 ↓ 池袋 15:55 宿泊 ホテルメトロポリタン 豊島区西池袋1-6-1
2021/11/2(火)	アットビジネスセンター池袋駅前別館 セミナー1 10:00～13:00 セミナー2 14:00～17:00 宿泊 ホテルメトロポリタン 豊島区西池袋1-6-1
2021/11/3(火)	池袋 ↓ リムジンバス 11:45 ↓ 羽田 12:40 JAL283 普通席 東京(羽田)14:15発→出雲15:40着

【視察所感】

講師：廣瀬和彦 氏

(株)地方議会総合研究所代表取締役 元全国市議会議長会法制参事

明治大学政治経済学部講師・明治大学公共政策大学院講師

慶應義塾大学大学院法学研究科修了。

全国市議会議長会で長年にわたり議会運営・議会制度の立案・運用に携わる。

著書

100条調査ハンドブック（ぎょうせい・H20年）

政務調査費ハンドブック（ぎょうせい・H21年）

Q & A 議会運営ハンドブック（ぎょうせい・H24年）

地方議員ハンドブック（ぎょうせい・H25年）

講師は、法律がご専門で、全国市議会議長会の法政惨事をお務めになった経歴があり、現在も各地市議会へ出かけてセミナー開催や相談にのっていらっしゃるということで、各地市議会の様々な事例を把握しておられた。

今回のセミナー参加は、「議会運営に関する申し合わせ事項の変更」「請願・陳情の取り扱い基準策定」「会議規則の変更」などに、また、9月議会（R3年度9月議会）であった、附帯決議についてその手続きや効力など、本年度（R3年度）議会運営委員会で取り組んでいる事柄について、参考とするために行った。

更に、議員、議会として「できること、できないこと」については、個人的に十分な把握ができていたとはいいがたく、「確かな根拠に基づいて議会運営に参加すべき」との切実な思いから思い立った。

講師は、最新の数多くの事例を把握しておられ、大変参考となるセミナーであった。

新人議員は、早い段階で基礎講座として受講すべき内容であると感じた。ただし、あまり早すぎても、意味が理解しづらい点もあることから、1年を経た頃に受講に出かける、あるいは、講師を招いてのセミナー開催を企画してはどうかと考える。

本来なら議員ひとりひとりが自ら研鑽につとめ把握すべき事柄であるが、体系立て学べる機会は少ないのが現状だ。また、根拠となる法律や規則の解説や他市の事例を把握するには豊富な経験が必要である。

セミナー 1)「議員ができること」

議員の役割

地方議員は、住民の直接選挙によって選ばれた地方公共団体における住民の代表

地方議員は特別職の公務員であって地方公共団体全体の奉仕者

- 全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない
- 議員自らの地元や後援者等の限られた特定の代表者ではなく、当該自治体住民全体の代表者
- 選挙権を有する者だけの代表者でもないことに留意

1. 多種多様な長だけでは把握しきれない様々な地域における問題・課題を把握すること
2. 多様な民意を執行機関に伝え、住民と執行機関との懸け橋となり、共通認識を執行機関に持たせること
3. 住民の代表として議会の審議において良心に従い十分な討議を行うこと
4. 住民全体の代表者、奉仕者として地域全体の公共利益を考えて表決に望むこと

議員の義務

1. 議会に出席する義務
2. 委員就任の義務
3. 法令を守る義務
4. 議会運営委員会の決定事項を守る義務
5. 懲罰に服する義務
6. 執行権への不介入

議案の提出・修正

議案の種類	団体意志 ^{決定} 検定議案	機関意志決定議案	長の事務執行の前提としての議案
	議会の議決が直ちに当該普通地方公共団体の意思として成立するもの 例) 条例、予算、契約、訴えの提起	議会の議決が単に議会そのものの意思を決定するにとどまるもの 例) 意見書	長がその権限に属する事務を執行するにあたり、その前提として議会の決議を要することとされているもの 例) 副市長の選任の同意
提案権	議員・長	議員のみ	長のみ
議案の提出要件	議員定数の1/2以上の賛成	議会規則で定める ○人以上の賛成者と共に連署	
発議者の取り扱い	発議者を含む	発議者を含むか含まないかは各議会の解釈	
修正権	議員に修正権あり 条例・予算（制限あり）	議員に修正権あり 意見書・決議など制約なし	修正権なし
修正動議の提出要件	議員定数の1/2以上の賛成	議会規則で定める ○人以上の賛成者と共に連署	
発議者の取り扱い	発議者を含む	発議者を含むか含まないかは各議会の解釈	
修正動議の提出時期（実務上）	議案に対する質疑が終結し討論が開始されるまでの間に提出		

■ 議案提案について留意点

議員に提案権のないもの

1. 契約や損害賠償や訴えの提起など相手方のある議案
2. 予算および予算に非常に密接に関連性のある特別会計設置条例や基金設置条例など

■ 予算の修正における留意点

- 減額修正 … 義務費を除いて特に制約がない
- 増額修正 … 当該予算の趣旨を損なう修正は長の発案権の侵害

予算を伴う政策条例案を提出することもできるが、可決した議案を執行するための予算措置をしなければならない義務はない

■修正案における表決留意点

○修正案提出者・賛成者が修正案を否決された後の表決態度

必ずしも否決の意思を表示する必要はない。

→ ベストな選択肢が修正可決しただけで、ベターな選択肢を考えればよい

○修正案を賛成したものの責務

修正案に賛成した議員は残りの原案に賛成する責務がある

→ 残りの原案に反対であれば修正案を提出すべき

議員の発言について

議員は発言自由の原則に従って誰からも拘束されずに自由に発言することができるが、**不穏当発言**には注する必要がある。(懲罰の対象となる)

■不穏当発言の基準

1. 無礼な発言
2. 他人の私生活にわたる発言
3. 発言の根拠が不明確である発言や事実と異なる発言
4. 基本的人権を侵害する発言 (LGBT 等も含む)

発言の種類

質問	一般行政について疑義と意見を述べる	要旨を記載して通告	当該団体の事務全般を対象。 原則定例会のみで可能
質疑	議案に関する疑義を述べる	要旨を記載して通告	議題となった案件を対象 定例会・臨時会を問わず可能
討論	賛成又は反対の理由を述べる	賛成又は反対を記載して通告	
議事進行上の発言	議事進行上の問題について発言通告書の提出を必要とせず、議長に対し質疑や注意したり、又は希望を述べる為の発言		
一身上の弁明	議員の身分に関する重要事件について、その内容等について自己の立場について説明することを議長に申し出ること		
議員間討議	テーマや議案等について議員間で意見等を述べ、その意見等の中から異なる意見である論点を抽出し、当該論点について自治体全体の利益を踏まえて議員間で互譲できる部分については互譲し、合意形成の拡大を諮るもの		

表決等の意義

表決	議員が議長が宣告した問題に対し賛否の意思を表明する行為 議員が自らの賛否の意思を表明するもの
採決	表決と同義で議長が議員の賛否の意思を求めるもの
決議	表決によって得られた議会の意思決定を指すもので、可決・否決・修正可決を含む

電子表決

取手市議会、流山市議会など、電子表決を導入済み

→ 議場を工事する代替として導入した事例が多いが

オンラインで開催する委員会において電子表決を採用している事例あり

→ 本会議は議会への出席と認められないが、委員会はオンラインでの開催が可能 ※但し参加形態を整理する必要がある

議員の調査権

議会の意思と関係なく議員個人として調査する権能はない

地方公共団体の執行機関や第三者が議員の調査に協力する法的義務はない

→あくまでも任意にどこまで協力するかどうか委ねられる

議員の資料要求権

議員が執行機関に対し資料を要求する権利は法律上規定されていない

→執行機関は議員の資料要求に応じるかどうかは任意であり、応じなくても罰則規定はない

→実務上は応じる場合が多い

■議員からの資料請求への対応留意点

執行機関へ業務の遅延を招くような大量の資料要求や資料作成の依頼をし、執行部の業務が停滞してしまう懸念

→議員個人からの資料請求は議長を経由するなどの申し合わせを作成すべき

セミナー 2)「議員ができること」

議会の役割

1. 議事機関としての役割
2. 住民の代表機関としての役割
3. 立法機関としての役割
4. 監視機関としての役割

■ 議事機関としての役割

多種多様な住民の意思を地方行政に反映させるために、議会の審議において十分な議員間による討議が求められる

→住民が納得できる意思決定が求められる

→重要な意思決定をするにあたりその過程を住民に対して明らかにする必要
委員会での審査をどのように公開しているかは要チェック

議決権の範囲

議会が決議すべき事項は地方自治法 96 条 1 項で定められている

1. 条例を設け又は改廃すること。
2. 予算を定めること。
3. 決算を認定すること。
4. 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
5. その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
6. 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
7. 不動産を信託すること。
8. 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
9. 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
10. 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
11. 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
12. 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第 3 条第 2 項 に規定する処分又は同条第 3 項 に規定する裁決をいう。以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において同じ。）に係る同法第 11 条第 1 項（同法第 38 条第 1 項（同法第 43 条第 2 項 において準用する場合を含む。）又は同法第 43 条第 1 項 において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
13. 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
14. 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
15. その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

■地方自治法 96 条第 2 項を活用し範囲を広げることも可能

- 地方公共団体の意志の決定機関としての議会の地位を尊重するため
- 議会の機能を強化するため

○出雲市議会の議決すべき事件を定める条例

(平成 22 年出雲市条例第 14 号)

改正

平成 24 年 9 月 28 日条例第 42 号

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定住自立圏構想に基づく定住自立圏形成方針の策定、変更又は廃止
- (2) 市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 28 日条例第 42 号)

この条例は、公布の日から施行する。

■96 条第 2 項対象とならない事項

- 国の安全に関する事項
- 施行令 1 2 1 条の 3 に定められた武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律関係
- 施行令 1 2 1 条の 3 に定められた災害救援法施行令関係
- 法令が明瞭にその他の執行機関の権限に属する事項
- 公示・公告・縦覧・登録等
- 許認可の処分・入札・契約・職員の配置及び含むに関する事務

議会の調査権

事務検査権	地方公共団体の事務に関する書類及び計算書を検閲し、当該地方公共団体の長等の報告を請求して、当該事務の管理、決議の執行及び出納を検査することができる権限
監査請求権	監査委員に対し、当該地方公共団体の事務に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる権限
100条調査権	地方自治法第100条に基づき地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求する事ができ、正当な理由がないのに出頭や記録の提出を拒まれたり、虚偽の陳述が行われないよう罰則による担保が設けられている調査権

■ 常任委員会の所管事務調査を活用すべき

◎ 地方自治法第 109 条（委員会）

1 略

2 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

◎ 出雲市議会会議規則

第 102 条(所管事務等の調査)

第 102 条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法、期間等を、あらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が法第 109 条第 3 項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

- 委員会での委員派遣の活用
- 所管事務調査ののち委員長の一般質問を行なっている自治体あり
- 事務事業評価 政策評価 各委員会で施策評価を行う

意見書

提出先	国会または関係行政庁
当該地方公共団体の長	必要性が低い
県議会	関係行政庁ではないので提出できない 知事に対しては提出できる

■ 外交問題についての意見書

- 公益に関する事件であると判断するなら提出可能
- 総務省が昭和 38 年と 41 年の 2 回にわたる通達を発している

決議

法的効果を生じる決議例	長不信任決議 地方議会解散決議 特別委員会設置決議
法的効果を生じない決議例	議員辞職勧告決議 議長不信任決議

■ 附帯決議

附帯決議は議会の意見であり、長を法的に拘束しないが、長は当該案件の執行に当たって議会の決議を無視できないので政治的効果あり

→ 可決した案件についての議会の要望・意見

→ 決議であるため修正は可能 → 別の附帯決議案を提出すべき

請願・陳情

■請願・陳情の採択結果の態様

理論上（会議規則 143 条）	実務上
1. 採択すべきもの 2. 不採択とすべきもの	1. 採択すべきもの 2. 不採択とすべきもの 3. 一部採択 4. みなし採択 5. 趣旨採択 6. 決議不要

■採択手法

人口階段別	「一部採択」「趣旨採択」を運用している
5 万人未満 277	135(48.7%)
5～10 万人未満 251	144(57.4%)
10～20 万人未満 156	79(50.6%)
20～30 万人未満 46	23(50.0%)
30～40 万人未満 27	16(59.3%)
40～50 万人未満 23	9(39.1%)
50 万人以上 15	8(53.3%)
指定都市 20	10(50.0%)
全市 815	424(52.0%)

■請願採択の基準

- 請願の採択とは請願そのものを決議するのではなく請願に対する議会の意思を決定すること
- 請願採択に当たっての基準としては一般的にはその請願の願意が妥当であって現実可能性のあるもの

■採択後の取り扱い

地方自治法第 125 条

普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員において措置することが適当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。

→ 採択した請願の処理状況を追跡することが重要

令和4年1月10日

出雲市議会議長 様

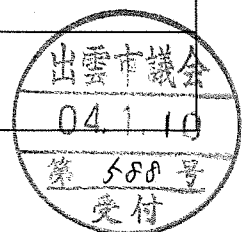
会 派 名 政雲クラブ

代表者氏名 大場 利信

視察研修について（届）

このことについて、下記により実施いたしますので、関係書類を添えて届けます。

1. 日 程	令和4年1月18日 ～令和4年1月20日	
2. 視察研修先 及び視察研修 目的	1月18日（火）	出雲空港発→羽田空港 議員会館会議室 研修会（自民協議会） 議長公邸訪問（自民協議会） 国会議員懇談会（自民協議会）
	1月19日（水） リファレンス新有楽町ビル	地方議員研究会セミナー 講師：程岡 俊和 （ほどおか としかず）氏 元寝屋川市財政部長 10：00～12:30 「自治体の予算から決算の基礎」 14：00～16:30 「地方交付税制度と自治体財政」
	1月20日（木）	羽田空港→出雲空港
3. 参加者	大場 利信 湯浅 啓史 本田 一勇 鐘推 義憲 湯浅 万里子 南 浩二	
4. 添付書類		



行政視察報告書

令和4年 1月 20日

出雲市議会議長 様

会 派 名 政 雲 ク ラ ブ

代表 大場 利信

報告書作成者 湯 浅 啓 史 ㊟

視察研修について（報告）

下記により予定しておりました視察研修は、新型コロナウイルス感染症蔓延の状況を鑑み、中止と致しましたので、ご報告いたします。

1. 日 程	令和4年1月18日 ～令和4年1月20日	
2. 視察研修先 視察研修目的	陳情活動及び議員研修セミナー参加	1/18 議員会館会議室 研修会（自民協議会） 議長公邸訪問（自民協議会） 国会議員懇談会（自民協議会） 1/19 地方議員研究会セミナー 講師：程岡 俊和（ほどおか としかず）氏 元寝屋川市財政部長
3. 参加者	大場 利信 湯浅 啓史 本田 一勇 鐘推 義憲 湯浅 万里子 南 浩二	
4. 添付書類		



令和4年1月17日

出雲市議会議長様

会派名 政雲クラブ

代表者氏名 大場利信

視察研修について（届）

このことについて、下記により実施いたしますので、関係書類を添えて届けます。

1. 日 程	平成4年1月23日 ～ 平成4年1月25日（3日間）	
2. 視 察 研 修 先 視 察 研 修 目 的	1月23日（日）	大田駅～新山口駅～博多駅
	1月24日（月） 10時～17時	地方議員研究会主催 議員のコミュニケーション研修日（基礎編） 議員のコミュニケーション研修日（応用編）
	1月25日（火） 10時～17時	「地方に人を呼び込め」観光戦略 「地方に人を呼び込め」驚きの人口増加策 研修後、博多～出雲
3. 参 加 者	本田一勇 計 1名	
4. 添 付 書 類		



令和4年3月7日

出雲市議会議長様

会派名 政雲クラブ

代表者氏名 大場利信

視察研修について（報告）

このことについて、下記により実施いたしましたので、関係書類を添えて報告します。

1. 日程	平成4年1月23日 ～ 平成4年1月25日（3日間）	
2. 視察研修先 視察研修目的		コロナ感染の恐れが懸念されるため、現地に行かずに後日、動画データと紙データを受け取った
3. 参加者	本田一勇 計 1名	
4. 添付書類	報告書	



